

さぬき市新型コロナウイルス感染症関連融資 利用事業者支援給付金

R4.7.14版

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じ、融資を受けた市内事業者等に対し支援を行います。

原油価格・物価高騰の影響による制度融資は除きます。

【支給対象者】

次の要件に該当する者のうち、新型コロナウイルス感染症に起因する資金繰り対策として融資を受けたもの。(ただし、R2.1.1~R4.12.31の間に融資実行された者に限る。)

【主な要件】※対象となる制度融資や要件の詳細は、申請要領をご確認ください。

- (1)申請日において、ア、イに該当する事業者
ア 市内に事業所や店舗を有する中小企業、中堅企業等又は個人事業主
イ アの該当者以外で、市外(県内)に事業所や店舗を有する市内在住の個人事業主
- (2)(1)イに該当する場合、令和4年7月14日以前から申請日まで継続して市内に住所があること。
- (3)申請日以後も市内((1)イに該当する事業者は県内)で事業を継続する意思があること。
- (4)市区町村税の滞納がないこと。

【支給額】1事業者当たり、対象となる融資実行額総額の10%に相当する額
(千円未満切り捨て。上限20万円)

※対象期間内に複数の融資を利用した場合、支給額の総額が上限20万円に達するまで、都度(又は合わせて)申請可。

【提出書類】※書類はA4判、片面印刷で統一して提出してください。

- ①給付金申請書(様式第1号)
- ②誓約書(様式第2号)
- ③融資に係る契約書の写し等(融資実行機関、融資実行年月日、融資実行額等が分かるもの)
- ④新型コロナウイルス感染症に起因する制度融資であることが分かる書類の写し
- ⑤市区町村税の滞納がないことを証する書類
- ⑥振込先口座を確認できる書類
- ⑦本人確認書類<<個人事業主の場合>>
- ⑧住民票 <<市外(県内)にのみ事業所・店舗等を有する市内在住個人事業主の場合>>

様式第1・2号については、市ホームページからダウンロードできます。

申請書等の必要書類や申請要領(手引き)は、市役所商工観光課、総合支所、各出張所、商工会本所、商工会支所の窓口で配布しています。

【申請手続き】◇郵送での申請をお願いします。

申請期間 令和4年7月15日(金)~令和5年1月31日(火) 当日消印有効

申請先 〒769-2195 さぬき市志度5385番地8

さぬき市役所 商工観光課 宛て

※封筒に「給付金申請書 在中」と記載してください。

【お問合せ先】 さぬき市役所 商工観光課
TEL 087-894-1114(平日 8:30~17:15)